

【会場でお答えできなかったご意見・要望などの回答】

意見・要望などの概要（大井 3）

若宮工場（し尿処理施設）のし尿汚泥を三宅町の年谷浄化センターで処理すると聞いたがどうなっているのか。

ご意見への回答

若宮工場については、平成 26 年度から場内の汚泥焼却施設を廃止して、場外処理（民間の処理施設）に移行しています。

今後においては、公共下水道と集落排水等の普及により、し尿の処理量がさらに減少し、浄化槽汚泥の比率が高まると、現行の処理より長時間の運転が必要となり、処理効率が低下するなど将来的な課題もあります。

若宮工場の今後の施設のあり方については、し尿と浄化槽汚泥を前処理して公共下水道へ放流している他市の事例等もあり、生活排水全体について効果的な処理方法を調査、研究しているところです。

意見・要望などの概要（大井 7）

こども医療費助成条例の一部改正を可決したことについて説明を。1 医療機関とあるが総合病院での取り扱いはどうなのか。

意見・要望などの概要（吉川 2）

こども医療費助成について、診療科が異なり複数受診して、合計が3千円を超えた場合はどうか。また、個人医院を複数受診した場合はどうか。

ご意見への回答

1 医療機関において、小・中学生の1カ月の通院医療費の自己負担額の合計が3千円を超えた場合には、いわゆる現物給付となり、受診された医療機関の窓口において3千円までの支払いとなります。

ただし、京都府内の医療機関を受診された場合にのみ現物給付となり、京都府外の医療機関を受診された場合には、全額窓口で支払いとなります。

複数の医療機関を受診または京都府外の医療機関を受診され、小・中学生の1カ月の通院医療費の自己負担額の合計が3千円を超えた場合には、従来どおり市役所の窓口で手続きをしていただきますと、3千円を超えた分を亀岡市から指定口座に振り込むこととなります。（保険適用外分は除きます。）

京都府内の総合病院での通院に係る医療費の窓口での支払いは、歯科以外のどの診療科を受診されても1カ月3千円までが自己負担となります。

また、歯科（口腔外科などを含む）を受診された場合は、1カ月3千円までが自己負担となります。

同じ医療機関でも歯科と医科は別個の医療機関として扱います。

意見・要望などの概要（吉川 1）

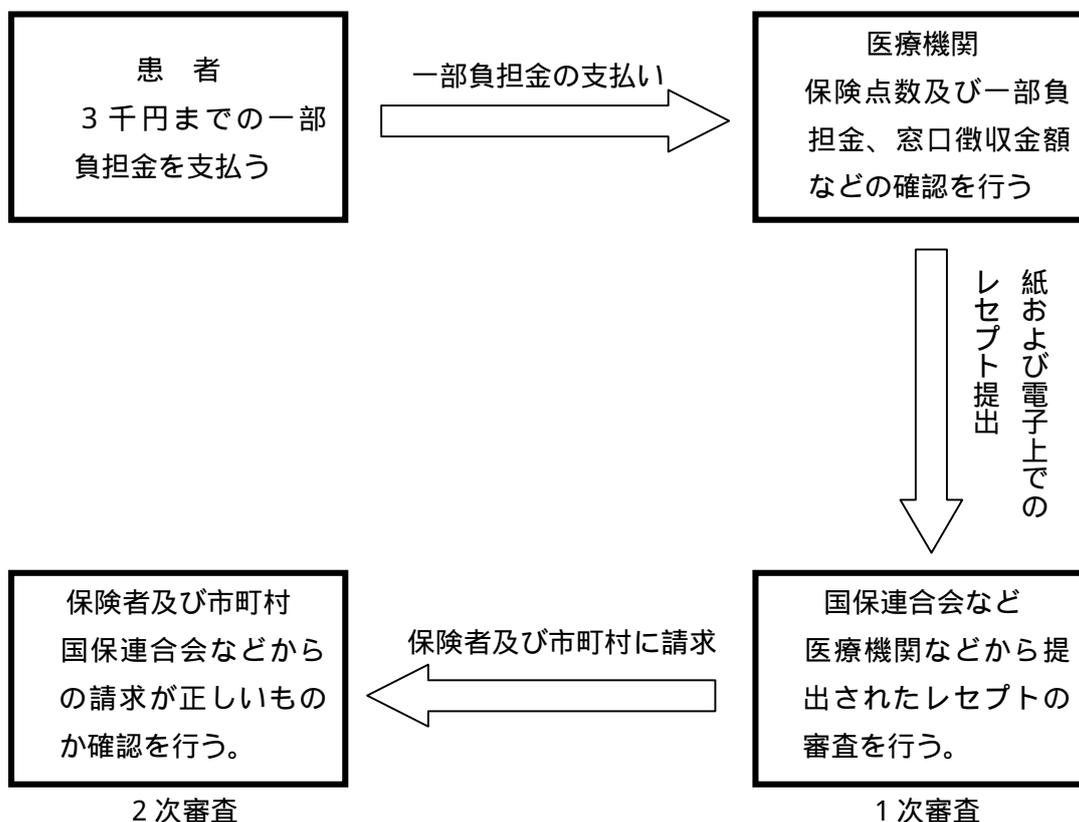
こども医療費助成条例の一部改正について、1 カ月 1 医療機関で 3 千円を超えた場合、医療機関から市への請求を誰がどの様にチェックしているのか。

ご意見への回答

医療機関から請求される全てのレセプト（診療報酬明細書）は、各保険者などにおいて、診療内容について精査されています。

レセプトは、医療機関からまず、国民健康保険団体連合会など、その請求について妥当かどうかを審査する組織に送付され、そちらでチェックされます。その後、各保険者にレセプトが送付され、そちらでも更に審査されることとなります。なお、こども医療費助成の対象となるものについては、亀岡市の担当課において更にチェックを行っています。

< 診療報酬審査支払の流れ >



意見・要望などの概要（吉川 9）

亀岡市独自の子育て支援施策があれば教えて欲しい。

ご意見への回答

亀岡市では生み育てる環境を充実させ、保護者の就労を支援するため、「病児・病後児保育」を行っています。これは南丹エリアでは本市のみの取り組みとなっています。この事業は、保育所などへ通所中の子どもが病気などのため保育所に行けない期間に、保護者が就労などにより家庭で保育することができないときに、医療機関に付設された保育ルームで一時的に保育を行うものです。

また、保育に欠ける障害児の保育の促進及び民間保育における障害児保育の充実並びに児童の健全な発達を助長するために、民間保育園に対して、その事業に要する経費に補助金を交付しています。これは亀岡市独自の事業として実施しているものです。これにより、支援を要する児童についても安心して保育ができるようにしています。

また、こども医療費助成の対象年齢の拡大や、地域子育て支援の拠点整備、妊婦健診の無料化、不妊治療費の助成など、各種の子育て支援策を展開し、健やかに子どもを生み育てる環境整備の充実に努め、「子育てにやさしいまちづくり」を重点施策の1つとして取り組んでいます。